

「求職活動」および「育児休業」要件による保育認定の取扱いについて

平成27年度の新制度施行時より、函館市においては、求職活動および育児休業を要件とした保育認定について、近隣市町と比べて長時間・長期間の保育利用を認めるものとなっている。

上記取扱いとした理由として、求職活動における母子家庭や障がい者のいる世帯等の家庭事情や女性の就業促進、短時間保育を超える利用に対する延長保育料の発生等に配慮したことが背景にあるものの、近年、低年齢児の保育ニーズが高まるなか、差し迫った事情がない方においても長時間・長期間の保育利用があることで、本来保育が必要となる方が利用できなくなるおそれがあることから、取扱いを見直すこととしたい（2019年9月の認定から実施予定）。

保育認定に係る取り扱いの変更案・近隣市町との比較（上段：保育必要量＝標準は11時間まで・短時間は8時間まで利用可，下段：支給認定有効期間）

保育を必要とする事由 (支援法施行規則第1条)	函館市 【現在】	函館市 【変更案】	北斗市	七飯町
第1号 就労 (月48時間～64時間 までの間で市町村が定める 時間以上労働すること)	月120時間以上:標準※1 月64～120時間未満:短時間※2	同左	月120時間以上:標準※1 月52～120時間未満:短時間※2	月120時間以上:標準※1 月48～120時間未満:短時間※2
	有期雇用:雇用終了日まで 期限なし:小学校就学前まで	〃	有期雇用:小学校就学前まで 期限なし:小学校就学前まで	有期雇用:小学校就学前まで 期限なし:小学校就学前まで
第2号 妊娠・出産 (原則,産前産後各8週)	標準※1	同左	標準※1	標準※1
	出産日から起算して8週間を経過する 日の翌日が属する月の末日まで	〃	出産日から起算して8週間を経過する 日の翌日が属する月の末日まで	出産日から起算して57日目の属する 月の末日まで
第3号 疾病・負傷・障がい	標準※1	同左	標準※1	状況に応じる
	小学校就学前まで※3	〃	小学校就学前まで※3	治療期間等の必要期間まで
第4号 同居親族等を常時 介護・看護	月120時間以上:標準※1 月64～120時間未満:短時間※2	同左	月120時間以上:標準※1 月52～120時間未満:短時間※2 他に介護者がいないことを証する書類が必要。 (保護者の兄弟やその配偶者の在職証明書等)	月120時間以上:標準※1 月48～120時間未満:短時間※2
	小学校就学前まで※3	〃	小学校就学前まで※3	治療期間等の必要期間まで
第5号 震災,災害復旧	標準※1	同左	標準※1	標準※1
	小学校就学前まで※3	〃	小学校就学前まで※3	小学校就学前まで
第6号 求職活動 (起業準備を含む)	標準※1	短時間	短時間	短時間
	効力発生日から起算して90日を経過 する日が属する月の末日まで	同左※90日以内に就職できない場合 は認定期間満了時に退園とする	効力発生日から起算して60日を経過 する日が属する月の末日まで	効力発生日から起算して90日を経過 する日が属する月の末日まで
第7号 就学	月120時間以上:標準※1 月64～120時間未満:短時間※2	同左	月120時間以上:標準※1 月52～120時間未満:短時間※2	月120時間以上:標準※1 月48～120時間未満:短時間※2
	卒業予定日または修了予定日が属する 月の末日まで	〃	卒業予定日または修了予定日が属する 月の末日まで	卒業予定日または修了予定日まで
第8号 虐待・DV	標準※1	同左	標準※1	標準※1
	小学校就学前まで	〃	小学校就学前まで	小学校就学前まで
第9号 育児休業中における きょうだいの継続利用	標準※1	短時間	標準※1	短時間
	育児休業終了予定日が属する月の末日まで	同左	小学校就学前まで	育児休業が終了する日まで
第10号 上記に類するもの	事由により異なる	同左	事由により異なる	事由により異なる

※1 本人が希望した場合は短時間可 ※2 本人が希望した場合は必要理由により標準可 ※3 期限がある場合はその期間